

7月豪雨災害関連情報

農業支援相談窓口のご案内

被災された農家の方が、いち早く営農を再開できるように、関係機関と連携して支援相談を行います。

時間 月～金曜日9～17時

相談窓口	
農林水産課	☎948-6568
農業指導センター	☎976-1199
えひめ中央農業協同組合 経営支援課	☎943-2342
松山市農業協同組合 営農支援課	☎968-1218
松山市農業協同組合 興居島支所	☎961-2211

内容 「経営再開に向けた補助事業が知りたい」「補助事業の対象になるか知りたい」「有利な融資制度が知りたい」など、農業について

方法 電話または窓口（窓口相談は事前に希望窓口までご連絡ください）

県の営農再建支援相談窓口

利用可能な支援事業の紹介や申請手続きのサポート、農地・農道の復旧対策や技術支援など、さまざまにご相談にワンストップ窓口で対応します。

時間 月～金曜日8時30分～17時15分

相談窓口	
県庁農産園芸課	☎912-2557
農業革新支援グループ	☎912-2558
中予地方局産業振興課	☎909-8761



☎農林水産課 ☎948-6568 ・ ☎934-1808

被災した家屋の撤去を支援します

対象者

罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定を受けた家屋などの所有者（法人の場合は中小企業基本法第2条による中小企業者）

「全壊」認定を受けた方へ

■市による家屋などの撤去を希望する場合
現在申請を受け付けています。被災家屋等の撤去申請書（環境モデル都市推進課または市ホームページにあり）および罹災証明書などの必要書類を窓口へご提出ください。

■自ら業者委託し家屋などを撤去した（する）場合
家屋撤去に要した費用を支援します。支援申請には家屋撤去工事の関連書類が

必要ですので、大切に保管しておいてください。申請については下記にお問い合わせください。

「大規模半壊」「半壊」認定を受けた方へ

現在、支援の準備中です。支援内容が決まり次第、市ホームページや広報紙などでお知らせします。ご自身で業者委託し家屋撤去をした（する）方は、支援申請に関連書類が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

※必要書類などの詳細は市ホームページを確認または下記にお問い合わせください

☎環境モデル都市推進課（市役所別館3階）
☎948-6797 ・ ☎934-1861

知っていますか？ まつやま内水ハザードマップ

近年頻発している大雨による浸水被害の軽減を図るために、大雨時の危険箇所や普段からの事前準備といった、内水氾濫についての情報を掲載しています。内水ハザードマップは、市内

全戸に配布しています。お持ちでない方は、河川水路課（市役所第三別館3階）や各支所などで入手できます。
☎河川水路課 ☎948-6957 ・ ☎934-1809



平成30年度 職員募集

平成30年度松山市職員採用試験を次のとおり行います。詳細は実施要領を確認してください。

第1次試験日 10月21日(日)

実施要領・申込書 人事課（市役所本館4階）、案内所（同館1階）、支所、市民サービスセンター、市東京事務所にあります。また、市のホームページから印刷できます。

郵便で請求する場合は、「試験申込書請求」および「試験区分」を朱書きした封筒に、返信用封筒（120円分の切手を貼り、宛先を書いた角形2号サイズのもの）を同封し、人事課に郵送してください。

受付期間 8月31日(金)～9月14日(金)（消印有効）までの8時30分～17時15分（市役所の開庁日に限る）

試験区分	年齢(下記の期間に生まれた人)	募集人数
技術職 (民間企業等経験者)	①建築主事	2人程度
	②保育士	3人程度
	③看護師	1人程度
	④保健師	1人程度
	昭和34年4月2日以降	

※①は、建築基準適合判定資格者検定に合格した人

※②は、保育士の資格を所有し、保育士または保育教諭として次のいずれかの施設で、継続して1年以上勤務した期間（週30時間以上勤務した期間のみ該当）が、平成30年9月1日現在で通算しておおむね10年以上ある人（勤務した期間には、産前産後休暇期間を含み、その他育児休業や休職などの実際に勤務しなかった期間を除く。また、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴とする）▶児童福祉法第7条に規定する保育所（認可保育所）または幼保連携型認定こども園の保育所機能部分の施設▶就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分または保育所型認定こども園の保育所機能部分の施設▶児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業または同条第12項に規定する事業所内保育事業であって、同法第34条の15第1項の規定により実施し、または同条第2項の規定による認可を受けて実施する施設（地域型保育事業において、小規模保育事業ならびに事業所内保育事業の認可を受けて実施する施設）

※③は、看護師の免許を所有し、医療機関などでの実務経験がおおむね3年以上あり、かつ、小児科での実務経験がある人

※④は、保健師の免許を所有し、保健師として民間企業や地方公共団体などで、継続して1年以上就業した期間（週30時間以上就業した期間のみ該当）が、平成30年9月1日現在で通算しておおむね5年以上ある人（勤務した期間には、産前産後休暇期間を含み、その他育児休業や休職などの実際に勤務しなかった期間を除く。また、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴とする）

☎人事課 ☎948-6940 ・ ☎934-9205

宮城県岩出山中学校から 義援金をいただきました

7月27日、全国大会参加のため本市を訪れた、宮城県大崎市立岩出山中学校なぎなた部の皆さんが、7月豪雨災害被災者への義援金をいただきました。この義援金は、7年前の東日本大震災時に西日本から支援や援助を受けたことへの恩返しをしたいという思いから、生徒会で話し合い、全校生徒で行った募金活動によるものです。

義援金を受け取った野志市長は、「宮城県や全国の方々が私たちのことを心配し、気にしてくださっていることが、とてもうれしく励みになる」と感謝の意を述べました。




岩出山中学校なぎなた部の皆さんと野志市長

10月1日(月)から住民票の写しなどの コンビニ交付サービスを開始します

全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書を取得することができる「コンビニ交付サービス」を開始します。コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。10月1日(月)から11月30日(金)までに、市民課（市役所本館1階）でマイナンバーカードを申請する場合は、申請用の顔写真を無料で撮影しますので、この機会にぜひ申請してください。

※申請方法などの詳細は、市ホームページをご確認ください

交付場所 全国のマルチコピー機が設置されたコンビニエンスストアなど（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンなど）

取得できる証明書	戸籍証明書 (全部・個人事項証明書)	住民票の写し (全部・一部)	印鑑登録 証明書	市県民税課税(所得)・ 非課税証明書
利用条件	本市に本籍がある ※本市に住民登録がない場合は事前に利用登録申請が必要	本市に住民登録がある	本市に印鑑登録がある	賦課期日(1月1日)時点と申請時に本市に住民登録がある
手数料	1通 450円		1通 300円	
利用時間	6時30分～23時(12月29日～1月3日、システム保守点検日を除く)			
利用に必要なもの	 ・マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付き) ・4桁数字の暗証番号 ・手数料			

注)取得できる証明書は全て最新(年度)のもののみ。コンビニ交付を申請できるのは、マイナンバーカードを持っている本人のみ

☎住民票など=市民課 ☎948-6569 ・ ☎934-1801、
市県民税課税(所得)証明書=納税課 ☎948-6299 ・ ☎934-1802